

第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4号事務の欄中「第18号及び第31号」を「第17号及び第29号」に改め、同欄(7)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第5号事務の欄(8)中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改め、同表第12号市町村等の欄中「八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、球磨村、苓北町」を「各市町村（熊本市を除く。）」に改め、同表第13号事務の欄中「第61号」を「第60号」に改め、同表第15号事務の欄中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを1ずつ繰り下げ、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄(5)中「、第10条第4項及び第12条第3項」を「及び第10条第4項」に、「第3項の」を「第3項前段の」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 法第8条第2項及び第3項後段の規定による現有旅券の返納の受理に関する事務別表第15号事務の欄(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認に関する事務別表第16号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第17号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第29号事務の欄中「第5号」を「第4号」に改め、同表第30号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「熊本市、」を加え、同表第37号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第60号事務の欄中「第14号」を「第13号」に改め、「、本渡港」を削り、「西港浮棧橋に係るもの」の次に「、本渡港の港湾施設にあっては港湾施設用地（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。）に係るもの」を加え、同号市町村等の欄中「(2)に掲げる事務」の次に「のうち、本渡港の港湾施設に係る事務（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。以下この号において同じ。）にあっては天草市、本渡港の港湾施設

に係る事務以外のもの」を、「(2)の許可に係るもの」の次に「(本渡港の港湾施設に係る事務に限る。)にあっては天草市、(2)の許可に係るもの(本渡港の港湾施設に係る事務を除く。)」を加える。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4号、第5号、第13号、第17号及び第29号の改正規定並びに同表第60号事務の欄の改正規定(「第14号」を「第13号」に改める部分に限る。)

公布の日

(2) 別表第15号の改正規定 令和5年3月27日

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び旅券法(昭和26年法律第267号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。